

( 巻末資料 1 )

図1 回答者が所属する都道府県  
(単位: 件、n=500)

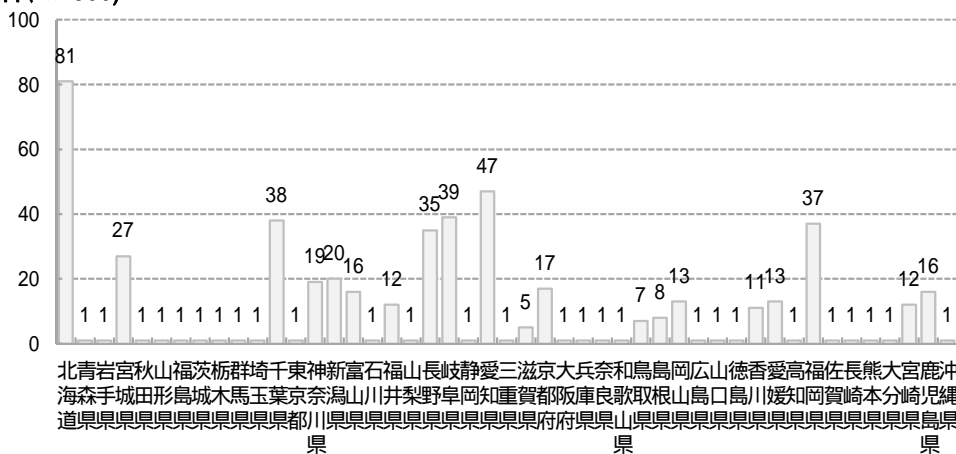


図1-2 回答者が所属する都道府県ごとの回収率  
(n=500)

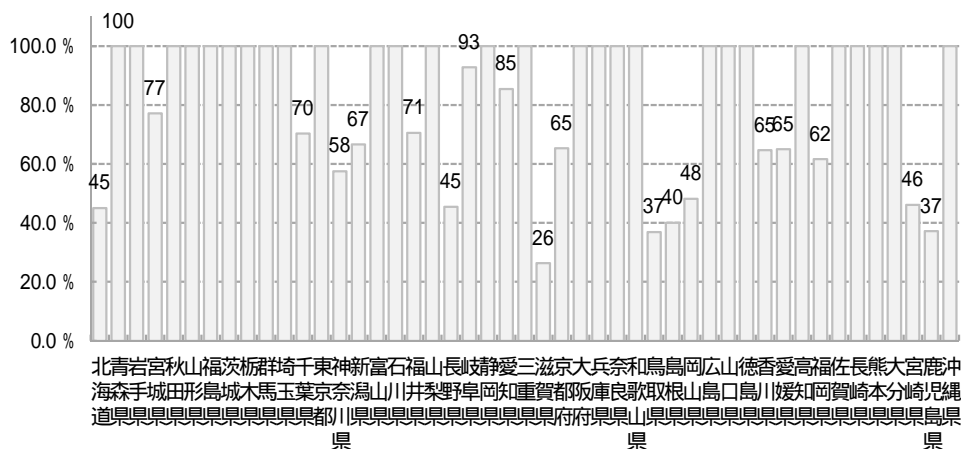


図4 死亡診断書発行料金の基準  
について(n=500)

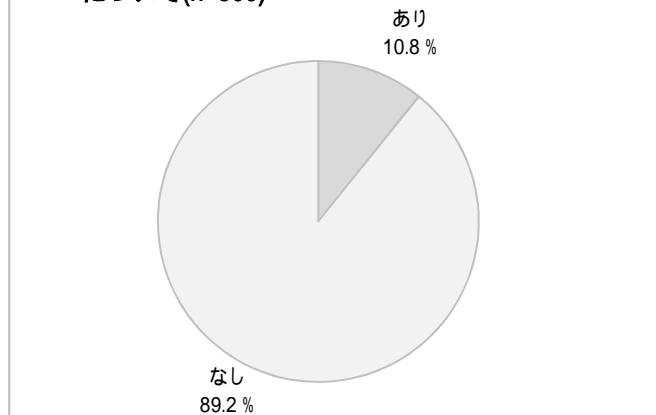
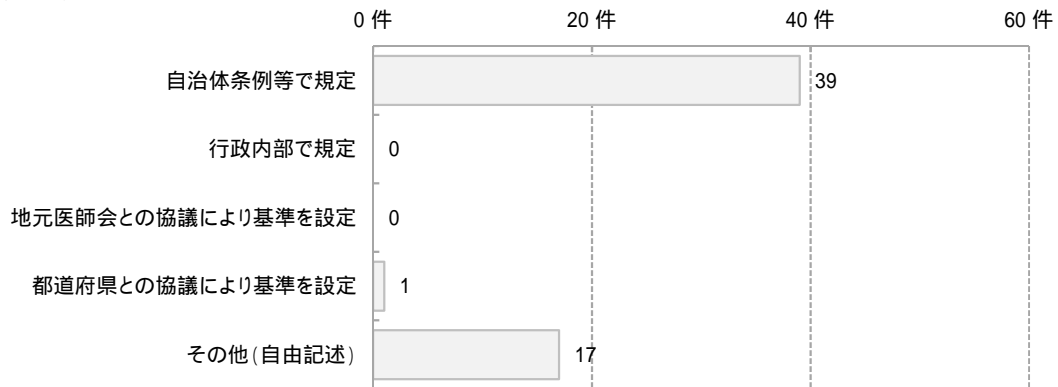


図5 死亡診断書発行料金の基準の根拠について  
(n=54)

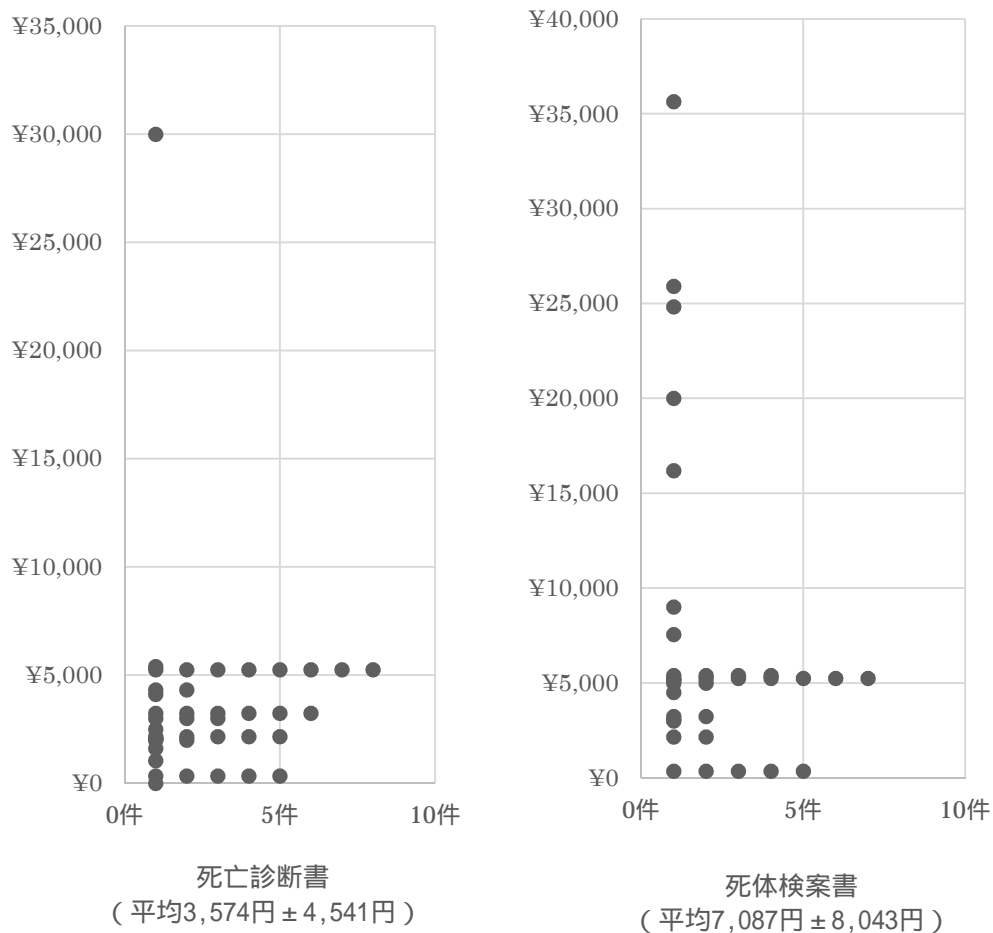


**【図5「その他」自由記述欄コメント】**

- ・生活保護法に定める保護の基準を準用（9件）
- ・厚生労働省社会・援護局長通知 第7（3）死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- ・県発行による、「行旅病人、行旅死亡人取扱必携」に基づく。
- ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令。
- ・周辺の自治体に合わせた金額。
- ・医療機関が設定。
- ・公立国保病院の規定。
- ・戸籍法第48条1項及び2項 町手数料条例。
- ・「行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用等に関する規則」により基準を設定。

**図6 死亡診断書（死体検案書）の交付に係る料金の分布**

計算方法についての記述は巻末資料2を参照のこと



**図7 個別の事例における死亡診断書発行料金決定基準（複数選択可）**

(n=500) その他の自由記述については巻末資料2を参照のこと

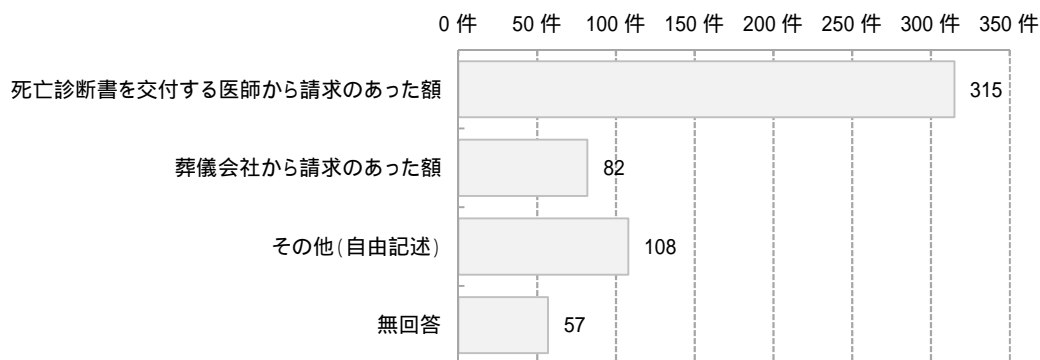


図8 死体検案書発行料金の基準  
(n=500)

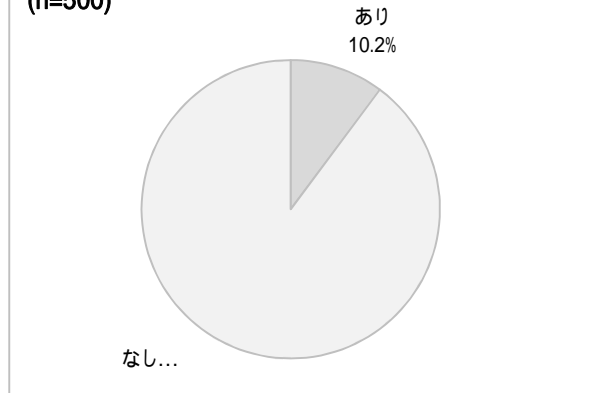
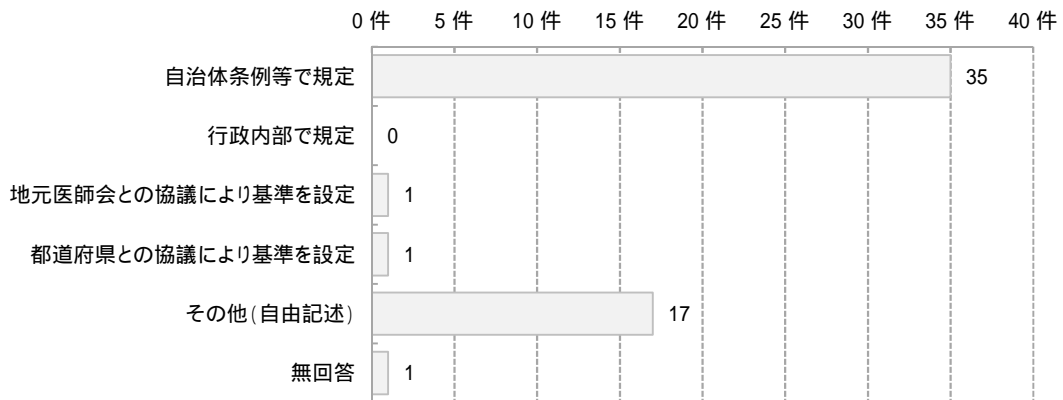


図9 死体検案書発行料金の基準の根拠について  
(n=51)



【図9「その他」自由記述欄コメント】

- ・生活保護の葬祭費の基準。(8件)
- ・県の行旅病人及び行旅死亡人の取扱についての規定により設定。(3件)
- ・死亡診断書を交付する医師からの請求額 - 5,250円 = 円を加算し支払っている。
- ・警察署が設定。
- ・戸籍法第48条1項及び2項 町手数料条例。
- ・厚生労働省社会・援護局長通知 第7(3)死亡診断又は死体検案に要する費用(文書作成の手数料を含む。)が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。
- ・周辺の自治体に合わせた金額。
- ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令。

図10 基準で定められている発行料が一律かどうか(n=51)

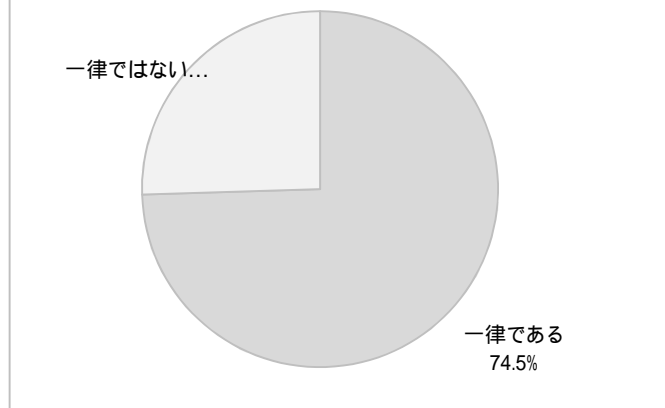
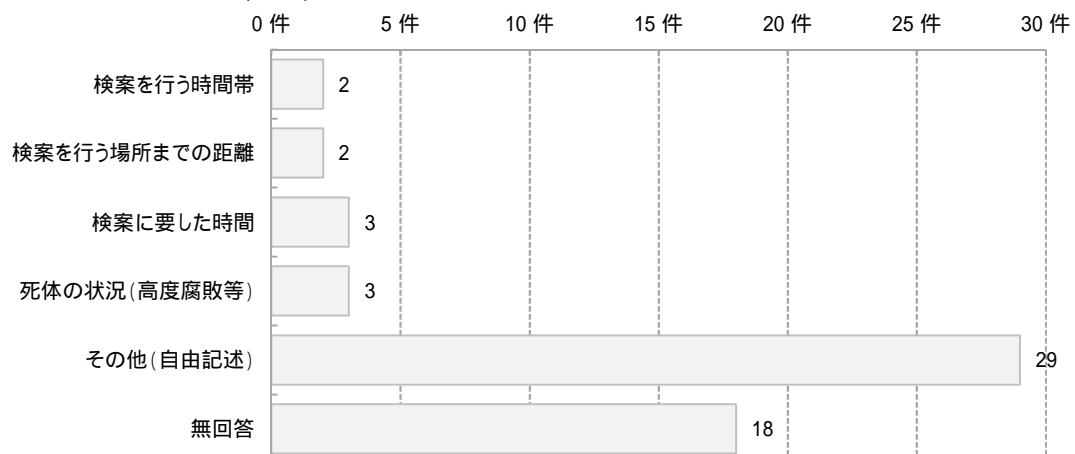


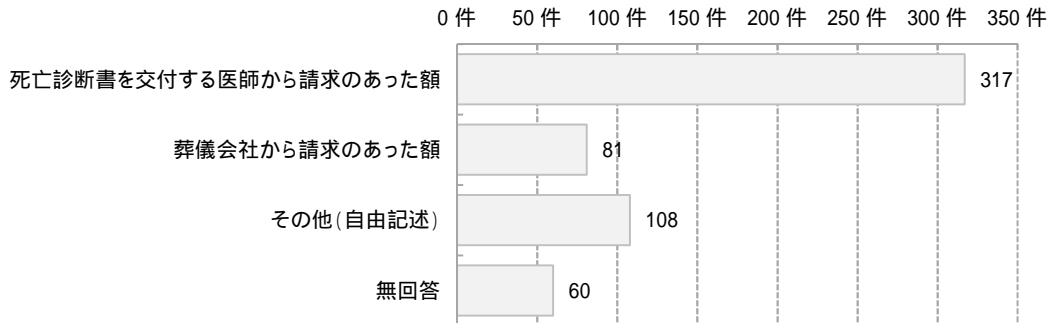
図12 死体検案書の発行料金の基準にどのような要素が考慮されているか (複数回答可)(n=51)



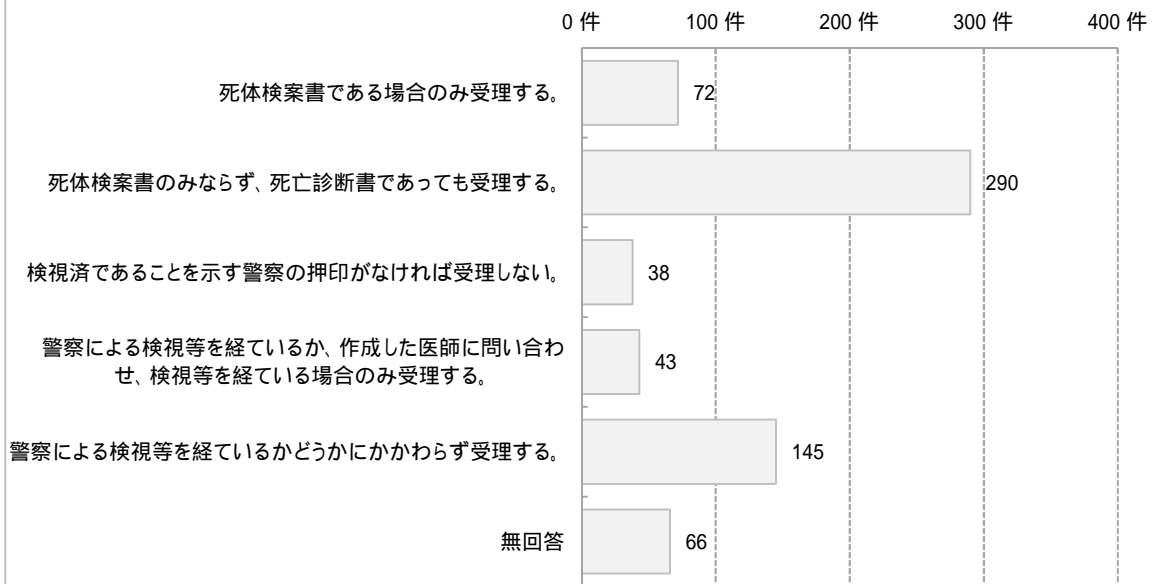
【図12「その他」自由記述欄コメント】

- ・不明、特になし、考慮していない。(11件)
- ・生活保護法に定める保護の基準を準用。(8件)
- ・一律(個別の要素によらず全て条例による料金を適用、規程で決まっている)。(3件)
- ・5,250円をこえる場合、当該こえる額を加算した額を特別基準の設定があったものとして計上している。
- ・5,250円をこえる場合は、差額分を特別基準の設定があったものとして計上した額。
- ・町立診療所診察費及び手数料条例で定めている。
- ・医師の請求により支払う。
- ・県規則において「生活保護法による葬祭扶助料の額の範囲内」と規定
- ・検案書の内容で金額を決めることはない。
- ・病死、変死を基準としている。

**図13 個別の事例において、死体検案書発行料金をどのように決定しているか  
(複数回答可)(n=500) その他の自由記述については巻末資料2を参照のこと**



**図14 死因の種類が「2交通事故～12不詳の死」のいずれかが選択されている  
死亡診断書又は死体検案書の取扱いについて(複数回答可)(n=500)**



**図14 【回答の補足として付されたコメント】**

- ・事件ごとに法務省の判断を仰ぎ受理する。
- ・法務局の判断によるため不明。
- ・明らかに記載内容に不備があると見込まれる診断書等については、担当者レベルで医療機関・警察等に問い合わせることはありうるが、市として統一的な運用指針はない。これを踏まえ便宜上2番(死体検案書のみならず、死亡診断書であっても受理する)で回答する。